

各高齢者福祉施設 施設長 様
各介護サービス事業所 管理者 様

仙台市健康福祉局保険高齢部介護事業支援課長

令和6年度介護報酬改定に係る対応について

平素より本市の高齢者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
令和6年度介護報酬改定に伴う今後の対応について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書に関する事項について

(1) 届出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書につきましては、厚生労働省より新様式が示され次第、下記本市ホームページに掲載いたします。厚生労働省より新様式が示されましたら、改めて通知いたします。

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け） > 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について
<https://www.city.sendai.jp/shidodaini/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/kyotaku/todokedesho.html>

(2) 届出書の提出期限

令和6年4月1日（月）【必着】（令和6年4月から算定する場合）

※郵送又は持参にてご提出ください。持参でご提出いただく場合は、期日の午後5時までにご来庁ください。

※期限までにご提出されなかった場合、4月からの算定はできませんのでご注意ください。

2. 介護職員等処遇改善加算等計画書の提出について

令和6年度に介護職員等処遇改善加算等を算定される場合は介護職員等処遇改善加算等計画書をご提出いただく必要がございます。計画書様式等につきましては、令和6年3月中旬頃に、正式に厚生労働省より示される予定ですので、改めて通知いたします。

計画書の提出期限につきましては、**令和6年4月15日（月）【必着】**です。

なお、令和6年4月より介護職員等処遇改善加算等を新規で算定開始する場合や、算定区分を変更する場合には、上記1の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を令和6年4月1日までご提出いただく必要がございますのでご注意ください。

※当該加算計画書作成の担当部署が異なる場合は、本事務連絡の内容を当該加算計画書作成ご担当者様にお伝えくださいますようお願いいたします。

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け） > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算に関する書類等について
<https://www.city.sendai.jp/korekikakushisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/koresha/syoguukaizen.html>

3. 令和6年度介護報酬改定に係る仙台市ホームページの公開について

令和6年度介護報酬改定について下記本市ホームページを公開し、関連資料等を掲載いたしました。随時、下記本市ホームページを更新し、関連資料等を追加いたしますので、定期的にご確認いただきますよう、お願いいたします。

なお、現時点で掲載している内容につきましては、厚生労働省で検討中のものもあるため、資料の内容に係るご質問について本市で回答を行うことはできません。

改定内容の確定後、改めて通知の上、下記本市ホームページに、お問い合わせ受付フォームを掲載いたします。

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け） > 令和6年度介護報酬改定について

<https://www.city.sendai.jp/shidodaichi/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/kenshukai/r6housyuukaitei.html>

4. 令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改正事項について

令和3年度介護報酬改定における改正事項の一部については、令和6年4月より義務化となります。これらの経過措置期間が終了する項目に関する資料を下記本市ホームページに掲載しております。

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け） > 令和3年度介護報酬改定について

<https://www.city.sendai.jp/shidodaichi/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/kenshukai/r3kaitei.html>

5. その他留意事項

- (1) 令和6年6月1日に介護報酬改定となる、(介護予防)訪問看護、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーションにつきましては、詳細が分かり次第、改めて通知いたします。
- (2) 令和6年度介護報酬改定に係る各種届出に関して、提出期限の猶予に係るご依頼については、ご対応できかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 現在、報酬改定に係るお問い合わせを数多くいただいております、電話がつながりにくい状況となっております。上記3でご案内しております、お問い合わせ受付フォームをご活用ください。
- (4) お問い合わせに対する回答につきましては、本市で独自に回答できる内容を除き、回答までにお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

仙台市健康福祉局介護事業支援課

○入所系施設：022-214-8318（施設指導係）

○訪問・通所系事業所等：022-214-8192（居宅サービス指導係）

○居宅介護支援事業所等：022-214-8626（ケアマネジメント指導係）

○介護職員等処遇改善加算等専用ダイヤル：022-214-8169